

(HP 公開版)

令和 6 (2024) 年度
自 己 点 検 評 価 書
(要 旨)

令和 7 (2025) 年 3 月
帝京科学大学

目 次

I. はじめに	1
II. 自己点検・評価実施概要	2
III. 自己点検・評価実施内容報告	4
III-【1】 自己点検・評価（基準 2・3・4）	4
III-【2】 中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）の実施状況点検	23
III-【3】 エビデンス集（データ編）の更新	29
【別途資料】自己点検・評価シート（抜粋）	29
参考資料	
1. 活動記録	29
2. 自己点検・評価シート（様式例）	—
3. 中期目標・計画（様式例）	—
4. 基準、基準項目一覧	33
5. 帝京科学大学自己点検・評価実施規程	39
6. 帝京科学大学内部質保証に関する方針	42
7. 帝京科学大学内部質保証システムイメージ図	43
別添資料	
令和 6（2024）年度 自己点検・評価シート（13 学科・3 センター）	—
令和 6（2024）年度 エビデンス集（データ編）	—
令和 6（2024）年度 中期目標・計画【フォーマット】	—

I. はじめに

本学は、社会経済の変化やグローバル化の急速な進展、少子・高齢化、18 歳人口減少等、大学を取り巻く環境が大きく変化する中で、本学の目指す方向性を具体的に定めた中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）を策定し、これを踏まえて内部質保証に関する方針を定め、教育研究の一層の充実に取り組んでいます。

本学の建学の精神・基本理念及び社会的使命に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保証する体制を整え、教育・研究が適切な水準であることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図ることを目的として内部質保証に関する方針を定めました。この方針に従い、自己点検・評価体制を構築し、改革・改善を可能にする自律的システムとして整備し、自己点検・評価を実施しています。

以上のような全学的な自己点検・評価体制のもと、本年度の自己点検・評価については、①令和 7 年度から実施されます新認証評価基準に基づき「基準 2，内部質保証」、「基準 3，学生」、「基準 4，教育課程」を自己点検・評価シートで自己点検・評価を実施し、昨年度実施の「学修支援 PDCA サイクル」の改善状況を点検・評価すること、②中期目標・計画を教職員の共通理解のもと、実効性あるものとして確実に推進していくために、単年度ごとに計画を作成、評価を実施すること、③日本高等教育評価機構の定める様式に準拠し、学内の各種データを収集すること、の 3 項目の点検・評価を実施し、その結果を評価書として取りまとめました。この結果を活用して本学の改革・改善につながるよう、そして今後も社会からより一層信頼される大学を目指して努めてまいります。

令和 7（2025）年 3 月
帝京科学大学
自己点検・評価委員会委員長

Ⅱ. 自己点検・評価実施概要

1. 目 的

教育研究の質の向上を図り、学生の成長に資するため、自らの活動を振り返り、課題や改善の手がかりを見出し、教育研究活動、大学運営等の改善を図るとともに、結果を公表し説明責任を果たすことで社会からの信頼・支持を得る。

2. 自己点検・評価の経過及び計画

令和2年度の日本高等教育評価機構の評価において改善事項は無く参考意見が9件あった。参考意見の一つである「自己点検・評価の計画立案とその評価を同一の自己点検・評価委員会が実施することの問題」を検討した結果、中期目標・計画を立案するWGを部局長会傘下に令和3年度に設置し、計画立案を担うこととした。

また、年度毎に自己点検・評価の重点課題を設定し実施することとした。

- ① 令和5(2023)年度 FD 委員会で実施中の「学修支援 PDCA サイクル」
- ② 令和6(2024)年度 新認証評価基準「2. 内部質保証」「3. 学生」「4. 教育課程」
- ③ 令和7(2025)年度 認証評価基準「1. 使命・目的等」「5. 教員・職員」「6. 経営・管理と財務」

3. 自己点検・評価項目等

令和6(2024)年度の自己点検・評価は、「令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の内部質保証に係る具体的な改善につながる取組み及び中期目標・計画の進捗状況、並びに学校法人の基礎データの収集を中心に行う。

① 自己点検・評価シート

- (1) 新評価基準「2, 内部質保証」「3, 学生」「4, 教育課程」を各学科・センター等において実施・評価・改善し、内部質保証のための自己点検・評価の一つとして、本取組みを自己点検・評価し、更なる充実に資することとする。
- (2) 令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の取組を各学科・センターで改めて自己点検・評価（総括的に振り返り、成果・課題・改善等を整理）してもらい、その結果を総括委員会及び自己点検・評価委員会として評価の上、各学科・センターにフィードバックし、今後の取組みに役立てる。

② 中期目標・計画（2022年度～2026年度）の実施状況点検

自己点検・評価活動における PDCA サイクルの一環として、令和3年度に策定した「学校法人 帝京科学大学 中期目標・計画（2022年度～2026年度）」の実施状況を点検する。
令和6年度においては中間評価も実施した。

③ エビデンス集（データ編）の更新

日本高等教育評価機構の定める様式に準拠し、学校法人内の各種基礎データの収集・確認を実施する。

4. 点検・評価方法等

(1) 点検・評価方法

① 自己点検・評価シート

自己点検・評価に当たっては、平成 30 (2018) 年度の自己点検・評価の際に使用した「自己点検・評価シート」を簡素化して使用する (参考資料 2 参照)。

なお、各学科・センター、各課で独自に PDCA サイクルを回せる項目に関しては自己点検・評価を必須とし、他は任意とした。

② 中期目標・計画 (2022 年度～2026 年度) の修正及び実施状況点検

単年度ごとに評価ができるように令和 5 年度から導入した中期目標・計画様式を使用し、進捗状況の確認・点検を行う。

また、令和 6 年度より年度途中の中間評価も実施している。(参考資料 3 参照)

③ エビデンス集 (データ編) の更新

日本高等教育評価機構の定める様式に準拠した様式を使用し、令和 6 (2024) 年 5 月 1 日を基準日として、学校法人内の各種基礎データの収集を行う。

(2) 点検・評価結果

明らかになった改善状況、取組み状況を確認し、持続的な改善を図る。

(3) 情報公表

点検・評価結果については、自己点検評価書として取りまとめ学内に共有するとともに、要旨をホームページで公表する。

(4) 点検・評価対象期間

令和 5 (2023) 年 4 月～令和 6 (2024) 年 7 月

(5) 自己点検・評価体制

- ・ 自己点検・評価委員会 (委員長：学長)
- ・ 総括委員会 (委員長：副学長)

5. 自己点検評価書の構成

① 自己点検・評価シートを用い実施

令和 6 (2024) 年度版の自己点検・評価シートを点検・評価して明らかになった取組み状況について記述している。

昨年度実施の学修支援 PDCA サイクルの自己点検においての改善状況等も記述している。

② 中期目標・計画 (2022 年度～2026 年度) の修正及び実施状況点検

中期目標・計画 (2022 年度～2026 年度) の実施状況を概観し、明らかになった取組み状況について、記述している。

③ エビデンス集 (データ編) の更新

令和 6 (2024) 年度版のエビデンス集 (データ編) を別添している。(学内のみ)

Ⅲ. 自己点検・評価実施内容報告

Ⅲ-【1】新認証評価基準「2, 内部質保証」「3, 学生」「4, 教育課程」に対応した自己点検・評価

【目的】

今年度の自己点検・評価では、新評価基準「2, 内部質保証」「3, 学生」「4, 教育課程」の自己点検・評価を対象とした。

自己点検・評価は各学科・センターが自己点検・評価シート様式に従い、実施した評価の視点に基づいているもので、本学の具体的な学修支援の改善・充実に大きな意義を有する取り組みである。このため、内部質保証のための自己点検・評価の一つとして本取り組みを位置づけ、その評価結果を各学科・センターにフィードバックし、更なる教育研究活動の充実に資することを目的とする。

【取り組み概要（全体）】

- ① 令和7年度からの新評価基準に基づく評価の視点をもとに各学科・センターにて自己評価を実施する。（13学科・3センター及び関係事務局）
- ② 自己評価として「A 適切に実行している」・「B 概ね実行している」・「C あまり実行していない」・「D 実行していない」の4段階で行う。
- ③ 各学科・センターからの現状説明などについてはそのまま箇条書きで記載している。
- ④ 各学科・センターの自己評価について「評価の視点」及び「評価の視点に関わる自己判定の留意点」の観点から、具体的な取組状況、成果を上げている点、改善・向上すべき点とその方策について記載する。
- ⑤ 自己点検・評価委員会総括委員会にて、各学科・センターの取組状況を審議し、各学科・センターの取組状況、成果が上がっている点、改善すべき点などを議論・共有する。その内容については、次年度以降の取組みに反映することにより、学修支援活動の改善・充実に繋げていく。

【取り組み概要（評価基準別）】

基準2. 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【現状説明】

・帝京科学大学内部質保証に関する方針（平成30年1月1日制定）に沿って実施している。別途、外部評価の結果に基づき部局長会傘下に、副学長、教務部長、学生部長（委員長）、各課長等からなる中期目標・計画WGを令和3年度に組織し、異なる視点からの内部質保証に取り組んでいる。

また令和6年度には自己点検・評価委員会の三つの方針検証専門部会を、教学マネジメントの上位組織である部局長会傘下の専門部会として新たに設置し、三つの方針の点検・評価の体制を強化した。

【成果を上げている点】

- ・学内各部署の自己点検・評価を総括委員会及び自己点検評価委員会で評価し、フィードバックしている。
- ・令和6年度中期目標・計画ワーキングを7月16日（第1回）、12月4日（第2回）、2月12日（第3回）、および2月27日（第4回、メール審議）に開催し、計画の進捗並びに目標の達成状況についての検証し、自己点検総括委員会及び部局長会にて審議した。
- ・令和6年度三つの方針検証部会を12月11日（準備委員会）、1月15日（第1回）、および3月6日（第2回）に開催し、各学科策定の3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、およびアドミッション・ポリシー）の点検を行い、その結果を部局長会に報告し検証した。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・総括委員会及び部会は既存の組織から独立した形で運営されているが、評価基準の改正に伴う規定や委員の見直しが必要であり、来年度に向けて検討している。

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共用

【現状説明】

- ・今回の認証評価への取組みを活性化するために今年度は、自己点検・評価のテーマを新認証評価基準に合わせて設定し実施している。
- ・三つの方針検証部会を中心に、学科ごとに3Pの点検表による点検を依頼し、その結果を評価した。生命科学科よりアドミッション・ポリシーのホームページ記載に関する改善の指摘があったが、それ以外の3Pはおおむね各学科の教育方針に沿ったものになっていると評価できる。
また IR データに基づいた各ポリシーの達成度に関しての評価を行い、学生指導、教育の改善に活用している。
- ・中期目標・計画ワーキングを開催し、帝京科学大学中期目標・計画2022年度～2026年度（TEIKA VISION 2030）の進捗状況を各項目の達成指標をもとに検証し、進捗状況を各部署間で共有するとともに、改善に向けた方策について検討している。
- ・各部署の長を構成員とする部局長会において、自己点検・評価の結果が適宜報告共有されている。

【成果を上げている点】

- ・各部署からの自己点検・評価を総括委員会等で評価し、各部署にフィードバックしている。
- ・評価シート方式を用いることにより、現場レベルの発想に基づく草の根レベルの点検・評価が可能となりつつある。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・大学内の各学科、事務局各課が自己点検を行う際に、教学 IR 室がまとめた教学に関するデータ収集・分析の結果を各学科でより詳細に解析しそれを活用する

ことで、自己点検の精度が向上するものと思われる。

- ・ 3P に関する点検は各学科ともおおむね適正との評価ではあったが、新たな教育プログラムの導入を検討している学科においては、それに基づいた 3P の検討をさらに進めていく必要がある。
- ・ 帝京科学大学中期目標・計画 2022 年度～2026 年度は、多くの項目において、目標達成に向けた取り組みや改善が順調に進んでいるとの評価結果はあるものの、一部に達成が困難と思われる項目があり、それらの達成に向けた一層の取り組みが必要である。また、現在定めて項目ごとの達成指標が、本学の中期目標・計画に定める目標達成の指標として適切のとなっているか、指標の内容の定期的な点検・見直しも必要である。

2-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【現状説明】

- ・ 教学 IR 室を設け教学に関するデータの収集を行っている。
- ・ IR活動については教学IR室が教務課内に設置されて、ほぼ学内全体のIRデータの収集分析を担っている。教学IR室の活動については『帝京科学大学教学インスティテューショナル・リサーチ室規程』に定められている。その活動計画については「教学IR室運営会議」が上記規定内に定められ、年次ごとに活動成果及び活動計画が評価・審議される。教学IR室には2名の職員が専任室員として所属し、2名の教員を合わせ、IR活動の開発及びデータ分析を行い、大学内にデータを公開している。公開されているデータについては、教学マネジメント指針に挙げられた収集すべきデータを中心に、分析やグラフ、活用のための手引きとなっている。

データのリストは以下になっている。

- ・ 履修単位・取得単位 グラフ
- ・ 経年変化コース毎（年度GPA・通年GPA）GPA20%・中央・平均
- ・ GPA ヒストグラムと分析
- ・ GPA 入試区分と分析
- ・ 入試別GPA グラフと分析
- ・ 卒業生アンケート グラフと分析
- ・ 学修状況実態調査満足度調査 グラフと分析
- ・ 休退学者推移 グラフと分析
- ・ 公開データの活用に関して
- ・ 学修状況実態調査・学生満足度調査 グラフ及び分析
- ・ 学修状況実態調査・学生満足度調査 学位プログラム毎評価シート

この他、年度ごとにIR報告書を作成し、対外的に公表できるデータについて公表し、分析を公開するのとともに、IR活動や大学改革に資する研究や分析、活動計画を公表し、教学マネジメントをはじめ、質保証に必要な活動の開発に努めている。また規定された教学IR室運営会議においては、年次ごとに必要な分析を説明し、学内における活用の促進に努めている。

IR活動の開発に関しては、指標、評価基準の妥当性の検証、活用に関する促進策、教学マネジメント及び自己点検評価におけるIRデータの活用、IR及び大学改革質保証に関連する法令、政策の文書を確認、分析している。

【成果を上げている点】

- ・教学マネジメントに必須とされるデータの収集、分析を行い、教学マネジメント体制の条件について整えている。また、データの精度を上げるため、卒業生アンケート、学習状況実態調査・学生満足度調査について回答方法の検証と改良を行い、現在、いずれも8割に回答率を上げている。IRデータ活用のための全学研修を行い、教学マネジメントの条件を整えている。総じて、教学マネジメントの前提としてのデータの収集と分析については、ほぼ完了している。

【改善・向上すべき点とその方策】

2024年度中に「IR データ活用アンケート」を各学科長対象に行なったところ、自己点検評価委員会などが活用について定めた場合に活用を行いたいとする意見が多く出された。IR データの活用が滞っているため、データ活用の成果の測定や改善策の検証を行うことが十分にできていない。この点については、第4期の第三者評価の条件とされていることに鑑み、2025年度中には必ず解消することが必要である。また、外部ベンチマークテストを導入し、本学内で検証されている成績やアンケートのデータと分析について検証し、相対的な大学の教育レベルの向上を図ることが必要と考えられる。また、学生ごとにディプロマ・ポリシーの実現に関するポートフォリオを早期に実現し、一人一人の学生への学修の成果が実現する過程について測定、調査を行いたい。

2-3 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【現状説明】

学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用については、年2回(前期・後期)学生による授業改善アンケートを実施しており、結果を分析しFD委員会に諮り学生に公表している。また、助言教員により学生の意見・要望を把握し、学科運営ならびに授業内容や内容等の改善に努めている。

- ・学修状況実態調査および学生満足度調査は、毎年全学部、全学科を対象に実施し、教学IR室で分析した結果を学内で共有している。各学科では学修状況実態調査の結果を踏まえ、次年度の学生指導の取り組みを検討し、各年度末の教務・学生委員会に改善策を報告している。

- ・両キャンパスに設置した学生意見箱は、教務課にて定期的に確認し、学生の意見を把握し、学生支援や学修体制の改善に活用している。

- ・平成5年度よりFD委員会に新たに「学生参画ワーキング」を設置し、学生からの意見や要望をより多く、円滑に取り入れ、学生支援に反映するための方策を検討している。

- ・助言教員である専任教員が担当学生の面談を行い、学生の意見や要望を把握している。

- ・学科長等が教員の面談を行い、必要に応じて改善を促している。
- ・新入生対象の困りごと調査を行い支援の基礎資料としている。
- ・教員が個々の授業についてリフレクションシートを提出させることで意見を集約し授業改善を行っている。

【成果を上げている点】

- ・国家試験のプレ試験としての検定試験の合格者が増えている。
- ・オンライン授業やオンデマンド授業など教育方法の選択肢が増えた。
- ・クラウド型臨床実習支援システムの導入により、臨床実習の確認ができた。
- ・授業評価アンケートの自由記述を学科教員で共有し授業に活かしている。
- ・アンケートの回収率を上げることで要望のより詳細な把握・分析等が可能になった。
- ・教育実習基準を GPA で定め、成績優秀者は学科で表彰することにより学生のインセンティブが上がっている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・プレ試験としての検定試験と授業との関連性を高めていく必要がある。
- ・要支援学生（学力・メンタル）に対する具体的な方策を考える必要がある。
- ・実習室等のモニター設置・履修学生数に合った実習室の拡充や時間割編成の取り組みなど学修環境の整備に取り組む必要がある
- ・各種調査の回答率を上げて精度を高める必要がある。基礎ゼミなどで回収するなどの改善が必要。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

【現状説明】

以下に示すように、各学科で実施している臨床実習、教育実習、野外実習あるいは学外イベント等における利用施設または学校等から意見や要望を聞き取り、今後の実習や学生指導に役立てている。また、一部の学科では保護者会等を開催し、保護者または保証人からの意見も把握し、学生指導に活用している。

- ・臨床実習施設指導者等より意見や要望を分析・活用している。
- ・教育実習連絡協議会により実習先の学生に対しての要望などをまとめている。
- ・足立区を通じてイベント参加者へのアンケートを実施している。
- ・学事報告会を学生の保証人に対して行い、意見要望を把握している。
- ・保護者会の実施によりアンケートを取りまとめている。

【成果を上げている点】

- ・学事報告会により学生の保証人に対し疑問や不安を解消する事ができている。
- ・実習先の指導者とのコミュニケーションが容易になっている。
- ・保護者会により意見や要望の収集がしやすくなっている。
- ・足立区のイベントを通じて学科への要望などを収集している。

【改善・向上すべき点とその方策】

学科単位で学外からの意見把握の試みは行われているが、より幅広く学外有識者からの意見、要望を把握し、教育研究や大学運営の改善に活用するための全学的な連携体制を確立する必要がある。

- ・部署によっては学外関係者からの意見・要望の把握や活用が行われていない。

- ・学事報告会で要望をまとめられるよう適宜見直す必要がある。
- ・卒業生を対象としたアンケートなどが十分とは言えない。
- ・IR データを起点とした評価改善システムが完全には構築されていない。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【現状説明】

- ・教育目標等に基づいて中期目標計画を策定し、自己点検評価を行い PDCA サイクルを回し改善に取り組んでいる。
- ・中期目標・計画ワーキングを開催し、帝京科学大学中期目標・計画 2022 年度～2026 年度（TEIKA VISION 2030）の進捗状況を各項目の達成指標をもとに検証し、進捗状況を各部署間で共有するとともに、改善に向けた方策について検討している。
- ・学生実態調査を毎年全学科全学年に対して実施し、各学科において分析を行い、改善に向けた次年度からの取り組みを検討し、3月の教務・学生委員会に報告している。

【成果を上げている点】

- ・部局長会傘下の WG がまとめた中期目標・計画を自己点検評価委員会総括委員会が評価し、内部質保証を確保するための PDCA について組織間の牽制が機能している。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・学修実態調査において学生の自主学修時間の短さが、毎年課題として指摘されており、各学科での改善に向けた検討や取り組みが実施されているが、より踏み込んだ方策が求められる。
- ・大学が作成した自己点検評価書や認証評価機関による評価報告書について、学外からの意見などを聞いていないので、意見を聞く工夫が必要である。

【総括委員会からの総評】

- ・部署により濃淡はあるが概ね妥当な自己評価と判断する。学生の意見反映に関しては部活動組織などを通じた意見や要望の把握が可能ではないか。学外関係者としては実習関係が多く、範囲が限られているため反映は限定的である。広範から意見要望を発信してくれる学外関係者を見出す努力が必要である。実習先の意見要望などを含め、学外関係者からの意見を積極的に取り入れて、学生指導のみならず大学運営にフィードバックする仕組みが必要である。
クラウド型臨床実習支援システムについてはユーザビリティを確認したうえで、他学科と情報共有することが望ましい。また、関係学科・コースとの連携が重要なので、実習に関する共通認識は双方不断の努力によって維持される必要がある。

基準 3. 学生

3-1 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

【現状説明】

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページ、入試要項、大学ガイドブック等で公表し、周知を図っている。

・部局長会傘下の三つの方針検証で、アドミッション・ポリシーに関しても点検・評価を行っている。学科提案ポリシーを大学全体の立場から検討し、フィードバックしている。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【現状説明】

多様な人材を受け入れるため、複数の入試選抜方法を導入している、またアドミッション・ポリシーを踏まえた入試問題を本学専任教員によって作成している。さらに、各種入試区分ごとに入学後の各学生の GPA データを分析し、学生受け入れとその後の学修状況との関連について検証している。

・入試問題の作成、答案の採点、面接員、監督等もすべて本学専任教員で実施している。

・総合型入学試験では、複数の教員による面談を実施し、基礎学力試験を課すことによりアドミッション・ポリシーに沿う受け入れを行っている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【現状説明】

・入学試験の結果については、学力試験、面接、小論文などの結果をすべて数値化して評価し、試験会場の入試本部で確認するとともに、事務局作成案を入学試験専門委員会にて検討し、その結果を教授会に諮って決定している。

・過去5年間の入学定員に対する入学者数の平均比率は112%であり適切な受入れを維持している。(東京理学療法学科)

・入学定員未充足の学科においては適切な入学定員を維持できるように SNS を活用する等、学科の魅力を伝える努力をしている。

【総括委員会からの総評】

・概ね妥当な自己評価がなされていると判断できる。今後は入学前後の学力等の相関を示す IR 室のデータも有効利用されたい。

大学全体としては概ね定員を満たしているが、学科・コース間にバラツキが大きいので是正する努力が必要である。

3-2 学修支援

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【現状説明】

教務・学生委員会には各学科およびセンター長、ならびに教務課課長及び職員が参画しており、教員と事務職員が協働する体制を整備している。

学生は入学時に助言教員が割り当てられ、教務課職員と協働して履修指導をはじ

め学修や大学生活における支援が行われている。

総合学生支援センターは、学生部長(教員)をセンター長とし、専任職員ならびに公認心理士の資格を持つインテーカー及びカウンセラー(非常勤)で構成され、各学科、センターに配置されている学生コーディネーター(教員)と連携し、特に困りごとを抱えている学生の支援を行っている。

国際交流センターは教務課長(令和6年度時点、令和7年度からは副学長)をセンター長とし、事務職員と教員各1名の副センター長、ならびに職員によって構成され、留学生の支援を行っている。

- ・助言教員や学生コーディネーターとの面談、授業担当者の報告などにより、総合学生支援センターと情報を共有し、学生をセンターに誘導している。さらに、保健室、教務課との連携も図っている。

- ・要支援学生に対しては、学科教員と総合学生支援センターならびに教務課職員等で対応に当たり、心理的不安が解消されるようアドバイスを行っている。本人からの要望や必要に応じ、支援体制を障がい学生支援委員会で審議し、適切な合理的配慮を行っている。

- ・助言教員のほかに学年ごとに助言長をおき支援に当たっている。

【令和5年度実施の自己点検・評価(学習支援PDCAサイクル)の改善すべき点についての令和6年度の状況】

- ・授業欠席学生に対するサポート体制の工夫を行っている。

- ・学修支援用クラウドシステムの導入により情報交換が容易になった。

- ・国家試験対策の面談内容をグーグルフォームで適宜見返すことが可能になった。

- ・各教員が授業態度等をチェックし学科会議で情報を共有した。問題のある学生は助言教員が対面での指導を行った。

- ・欠席遅刻の多い学生の保証人に対して情報共有を行い、サポートを行っている。

- ・学修面での支援や身体的精神的支援の必要な学生に対し学科内で情報を共有し配慮できるようにしている。

- ・授業改善アンケートの回収率を上げるため、授業内で実施するなど対策を施した。

- ・留学生の受け入れに対し日本語教育4科目を立ち上げシラバスの作成を行った。

【成果を上げている点】

- ・臨床工学関連学会認定資格の合格率が飛躍的に向上している。

- ・学科と総合学生支援センターと協働し合理的配慮等に対応している。

- ・感染予防に関する学内規定の変更により、実技や実習に取り組めるようになった。

- ・課外活動的に山梨県作業療法士協会のイベントに協力してもらった。

- ・学科会議において学生の情報を共有し、統一した支援が行えるようにした。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・医療機器の実習室が狭く効率的な実習ができていない。

- ・学生カルテの導入により情報共有は容易になったが、担当者の役割がどこまでかを今後詰めていく必要がある。

- ・情意領域の教育について検討し改善していく必要がある。

- ・職業意識の低い学生がいることを前提に学修支援体制を構築していく必要がある。

- ・資格取得を目指さずに卒業を目指す学生に対しての学修支援が手薄になっている。

3-2-② TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

【現状説明】

TA 及び SA の利用に関しては、各学科、センターからあらかじめ採用理由及び採用計画書が教務課に提出され、適正化を図ったうえでそれに従って運用している。TA や SA の採用に当たっては、それぞれの取扱細目が定められており、それに従い適切に行われている。

- ・授業の質ならびに安全性の向上のため、野外実習、実技科目等で TA ならびに SA を活用している。
- ・実習中の事故防止のために 4 年生を SA として活用している。
- ・卒業生 3 名をチューターとして採用し国家試験対策講座を展開している。
- ・実習前の演習に TA を活用し教員をサポートしている。
- ・障害のある学生への合理的配慮や中途退学・休学・留年などへの対応は学科会議で議論し検討している。

【令和 5 年度実施の自己点検・評価(学習支援 PDCA サイクル)の改善すべき点についての令和 6 年度の状況】

- ・助言教員単独のフォローからコース全体でのフォローへ移行した。
- ・要支援学生の増加を見越し、教員のスキルアップも必要である。
- ・一部学科では、全学年間の交流を図る機会を設けた。

【成果を上げている点】

- ・聴覚障害のある学生に対しノートテイクなどの授業支援を行ってきた。
- ・チューターが行う国家試験対策への学生の参加率が高まっている。
- ・試験再履修制度を導入し、留年することなく単位取得を可能にした。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・医療従事者を目指す者としての自覚が少ない学生が見受けられる。低学年からのセミナーなどでモチベーションの向上などを図る必要がある。
- ・適切な履修登録ができていない学生がおり、履修指導を徹底する必要がある。

【総括委員会からの総評】

- ・各部署ともに概ね妥当な自己評価と考える。ただし、教員間の温度差をなくすことは必要であり、過度な総合学生支援センターへの期待は危険である。また、教員と職員との連携(教職協働)における成果や課題について点検・評価が不足である。

学生の力を有効利用したメンター制度などが具体的に考えられるのではないか。クラウド型臨床実習支援システムと学生カルテとの連携は可能であるか ユーザビリティを上げ記載の習慣化を促すために必要ではないか

学生が所属しない各センターにおいては、引き続き学科との連携の深化を図る必要がある。

3-3 キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

【現状説明】

- ・1年生入学時からキャリア教育プログラムを実施している。
- ・キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲとして全学に開講している。
- ・一部の学科においては職業倫理に関する科目を設けている。

3-3-② キャリア支援体制の整備

【現状説明】

全学科共通科目としてキャリアデザインⅠ，ⅡおよびⅢを1年次、2年次および3年次にそれぞれ配置し、全学的なキャリア教育を行い、低年次よりキャリアデザインの意識の醸成を図っている。また、医療従事者や教員を目指す学科においては、実践的な授業や実習において、キャリア教育を実施している。

キャリア支援センターでは、各学科のオリエンテーション時における就職支援の案内をはじめ、講演会や企業説明会など様々な就職支援を行っている。

- ・キャリア支援センターと連携し、オフィスアワーに就職相談等を実施している。
- ・委員会、学科、センターが協力しキャリア支援を行っている。
- ・卒業・修了年次学生はキャリア支援センターとの面談の全員実施を原則としている。

【成果を上げている点】

- ・キャリアス UC の登録者及び利用者数が増加した。
- ・国家試験の合格者増及び病院への就職者率が向上した。
- ・助言教員を中心とした個別指導に加え、就職説明会を実施している。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・インターンシップなどを通じて自己のキャリア形成ができるようなサポートが必要である。
- ・学生一人一人に対するフォローアップが必要である。
- ・多様な進路を目指す学生に対して、適切な対応ができるよう検討が必要である。

【総括委員会からの総評】

- ・概ね妥当な自己評価が行われていると判定する。ただし、資格取得を目指さない編入留学生に対する指導については検討が必要である。
就職説明会の効果やインターンシップの状況などを来年度に反映させる仕組みが必要ではないか。
教職科目も共通科目のように優先的に時間割を作成できるようにすることも検討に値すると思われる。

3-4 学生サービス

3-4-① 学生生活の安定のための支援

【現状説明】

- ・各学生に助言教員が割り当てられ大学生活に関する指導や支援を行っており、また必要に応じ様々な厚生補導も行っている。

- ・教務・学生委員会や教務課の教務係、学生係、資格係、キャリアセンター、及び保健室が連携して学生生活の支援体制を構築している。
- ・授業料無償化対象校としての機関要件を満たしている。
- ・教務課学生係が奨学金をはじめ各種の経済的支援を紹介・斡旋している。
- ・心的支援については総合学生支援センターが設置され、大学が指名する学生支援コーディネータが各学科・センター等の部局ごとに配置されている。

【成果を上げている点】

- ・助言教員制度により個々の学生の状況を把握し適宜必要な支援を実施している。
- ・学科の研究室が集中しているので、学生の相談に対しても連携がとりやすくなっている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・支援体制の運用についてはいまだ不十分なものもあり、継続的な周知活動を続けていく必要があると考える。
- ・学生の情報共有に対し個人情報保護の観点からの注意を要する。

【総括委員会からの総評】

- ・留学生の学生生活の安定化に配慮する必要がある。特に編入留学生の大半が他大学院に進学希望したことについて精査されたい。

3-5 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

【現状説明】

- ・学修上必要な実習室等を有しており適切な管理運営がなされている。
- ・一部の学科では国試対策室が設置され学科として学修支援を行っている。

3-5-② 図書館の有効活用

【現状説明】

- ・14万4,000冊の蔵書を活用し、有効に活用できるように配慮している。
- ・国試対策室の利用時間終了後に図書館を活用している。

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

【現状説明】

- ・バリアフリー化により安全性と利便性は担保されている。
- ・通常教室とは異なる国試対策室の災害時の避難方法などガイダンスで周知を行っている。

【成果を上げている点】

- ・学修活動を支援するために必要な施設・設備は安全な状態で整備できている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・一部の学科では学生数に対し実習室の数が少ないため、今後の改善が必要である。
- ・ICT環境整備の観点からデジタル教科書などの導入も検討の余地がある。

【総括委員会からの総評】

- ・ハード的な設備面での不足等についてはソフト面での対応で凌いで頂きたい。
国試対策室の効果を高めるには教員が常駐する必要があるのではないかと考える。

基準 4. 教育課程

4-1 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

【現状説明】

各学科に定めているディプロマ・ポリシーの適切性や達成度を、それぞれの学科で毎年点検し、その結果を部局長会傘下の三つのポリシー検討専門部会で検証し適正化を図っている。

ディプロマ・ポリシーの各項目とそれを達成するための開設授業科目との関連を、明示した一覧表を各学科で作成し、三つの方針検証部会で検証している。

- ・年度初めの学生ガイダンスで周知するとともにホームページや学生便覧にてディプロマ・ポリシーを公開、周知を行っている。
- ・各授業科目の到達目標と DP との関わりをシラバスに明記し、周知している。

【成果を上げている点】

- ・臨床工学技士国家試験の合格率は全国平均を上回っている。(95%)
- ・進級率及び卒業率ともに向上している。
- ・各授業の1回目にシラバスとともに科目概要と到達目標を周知している。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・4年次の臨床実習に対する履修基準の確立を行う必要がある。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

【現状説明】

・シラバスに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた各授業の到達目標や授業評価方法・基準を明記し、それらに従い厳正に単位認定を行っている。

生命環境学部では卒業研究(4年生必修科目)着手の条件を履修規則に定めており、教授会の議を経て学長がこれを認めている。学年制はとっていないが、一部の学科においては、重要な必修科目(臨床実習や教育実習など)を履修するための単位条件を定めている。履修するための各条件は、実習の手引き等に明記するとともにガイダンスで学生に周知し、厳正に適用している。また、各学科で各学期に修めるべき「推奨修得単位」を定め、これに満たない学生は、随時助言教員との面談、指導を行うとともに、推奨修得単位数の6割に達しない状態が3学期連続続いているなどの成績不振学生には、退学勧告を行う場合があることを学生便覧に明記している。卒業認定や修了認定は、学則で定める基準に従い、各学科または専攻における卒業認定会議で審議し、議事録を教務課に提出するとともに、教授会または研究科

委員会で審議し、学長が認定している。

全ての修士および博士課程の指導教員は、学生ごとに研究指導計画書を作成し、4月の教務・学生委員会に提出している。

卒業研究の成績評価基準を学科ごとに定め、教務・学生委員会に提出している。

- ・シラバスは作成内容や表記方法が不統一にならないように「シラバス作成要領」に則って作成し、教員相互でチェックした後、結果を教務課に報告している。
- ・卒業認定基準は学科会議において教員全員が卒業判定を行う事により厳正に運用されている。
- ・3・4年生には保証人を含めた卒業までの流れの説明会を実施している。
- ・DP・CPをベースとしたカリキュラムマップを作成し各科目との紐づけを説明している。

【成果を上げている点】

- ・中間テストや中間発表を設けて設定した目標に到達できるようにしている。
- ・基準の周知によって実習や国家試験への覚悟や心構えができています。
- ・各授業の第1回目にて単位認定基準を学生が理解できるように明確化している。
- ・学科会議において単位認定・卒業認定についてチェックを行い、助言指導を行っている。
- ・助言教員を中心に再履修者への指導を徹底している。
- ・助言教員より問題が上がる場合は、学科会議にて共有し問題解決している。
- ・一部の学科の卒業認定、修了認定においては毎年ルーブリックの見直しを行っている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・学生のレベルが二極化しており情意領域について改善が必要となってきた。

【総括委員会からの総評】

- ・各学科ともに概ね妥当な自己評価が行われていると判定する。卒業要件にかかる単位取得について、大学教務に依存するのではなく助言教員が完全に理解することが必要である。卒業研究は単位数も多いことから、合否だけではない評価方法も検討が必要ではないか。学修環境や各種基準の制定などハードの整備とソフトの整備が重要と指摘されているので、学科内にとどまらず学科外と課題共有して解決することが望まれる。

4-2 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【現状説明】

各学科でカリキュラム・ポリシーの適切性を毎年点検しその結果部局長会傘下の三つのポリシー検討専門部会で検証し適正化を図っている。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの関連およびカリキュラム・ポリシーの各項目と開設授業科目との連動性を学生に明示するための一覧表を、各学科で作成し三つの方針検証部会で検証している。

- ・学科で定めているカリキュラム・ポリシーは学生便覧及びHPを通じて学生に周

知している。

【成果を上げている点】

- ・ CP に沿ったカリキュラムと実習をリンクさせ体系的な専門教育を行っている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・ シラバスに CP との関連を記載するよう教務学生委員会で指導している。
- ・ CP は策定されているがより詳細な周知を行う必要がある。
- ・ CP をより解りやすく表示し学生にその意図を詳細に周知する。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとデュプロマ・ポリシーとの一貫性

【現状説明】

カリキュラム・ポリシーおよびデュプロマ・ポリシーと開講授業科目との関連を明示した一覧表が各学科から提出され、三つの方針検証部会でそれらの適切性や両ポリシーの一貫性を検証している。

- ・ シラバス内に DP を達成するための CP の位置づけを明記している。
- ・ CP と DP を同時期に学科会議で策定したものを三つの方針検証部会で一貫性を検証している。

【成果を上げている点】

- ・ 実務系教員のキャリアを活かした授業により理解しやすい授業を展開している。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・ シラバスや HP で公開しているポリシー等をより解りやすく説明する。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【現状説明】

- ・ カリキュラムマップを作成しホームページに公開している。
- ・ CP に従って体系的に年次配当及び編成を行っている。

【成果を上げている点】

- ・ 履修申告時に CAP 制の制限単位数を超えて申告すると自動的に警告されるシステムとしている。
- ・ 研究室配属と実習をリンクさせ、4 年時に卒業研究を配置することで体系的な専門教育を行っている。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・ カリキュラム・ポリシーの定期的な見直しを行い、カリキュラムマップを精査することにより学生が自らの履修計画を立てやすいように改善していく必要がある。

4-2-④ 教養教育の実施

【現状説明】

- ・ 教養教育は総合教育センターの主導により運営している。

総合教育センターでは、4つの領域（人間系、社会系、文科系、自然系）の教養科目および語学、データサイエンス、保健体育、キャリア等それぞれについて、カリキュラム編成方針を定めている。この方針は、各学部のデュプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに引継がれている。

- ・医療従事者としての接遇マナー講習を外部講師を招き実施している。
- ・よい教養科目の設定ならびに各学科への取り込みが行われている。

【成果を上げている点】

- ・時間割編成において、教養教育（共通科目）に編成優先権を与えている。
- ・教養科目の必修数を軽減し、履修の自由度を高め DP の目標の達成を目指している。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・教養科目の取りこぼしがあると再履修時に本来の専門科目と時間割上バッティングして履修ができなくなり留年の原因となることがある。その対策として、医療科学部専門必修科目では、一定の条件を満たせば試験のみの再履修を可能にしている。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

【現状説明】

アクティブラーニングを取り入れた授業を推進し、その実施内容をシラバスに記載し学生に明示している。

語学系科目や情報の授業等においては、受講学生の数の適正化するために、クラス分けを実施している。同じく一部の学科においては、実習施設や実習フィールドを複数個所用意し、以下所の実習学生数の適正化を図っている。

- ・予習、復習、小テスト、レポートなどを実施し、何度も振り返ることができるよう工夫している。
- ・アクティブラーニングを実践するなどの工夫がされた科目がある。
- ・授業改善アンケートの結果を精査し教授方法の工夫に役立てている。

【成果を上げている点】

- ・LMS の導入によりレポートの提出・返却が迅速に行う事ができるようになった。
- ・アーリーエクスポージャーの機会を設け学修意欲を刺激している。
- ・実務系教員のキャリアを活かした授業により理解しやすい授業を展開している。
- ・FD 委員会により全教員向けの研修会を実施し効果的な授業の実施に向けて取り組んでいる。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・千住キャンパスの一部学科・コースでは定員を超える学生を受け入れている為、実習室の収容人数を超えている授業もあり改善が必要である。
- ・授業改善アンケートからの意見を具体的に反映させていく方策が必要である。

【総括委員会からの総評】

- ・学生の基礎能力の低下と共に年々教員負担が増える傾向にある。上位にいる学生の効果的な参画も考えられるのではないかな。また今後はアクティブラーニングへの取り組みを強化されたい。

教授方法について豊富な経験・知識を有する教員も多いはずであるが、各領域に細分化され規模のメリットが活かされていないのではないかな。研修会などによる経験共有が望まれる。

アクティブラーニングやグループワーク等を取り入れている授業がどの程度か定量

的な評価も必要となる。

4-3 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

【現状説明】

三つの方針検証専門部会において、各学科が定めるディプロマ・ポリシーと開講科目との関連性・重みづけを明示した、いわゆるカリキュラム・マトリックスの作成と検証を行った。このカリキュラム・マトリックスを活用し、令和7年度は学生ごとのディプロマ・ポリシー達成度を可視化する取り組みを行う予定である。

学生の実態調査は教務課により毎年、全学科、全学年に対して実施し、教学 IR 室でデータの分析を行い、その結果は部局長会や教務・学生委員会にて報告される。各種国家資格(看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士および愛玩動物看護師の資格取得状況は、国家資格対策会議にて該当する学科から報告される。教員採用状況は教職センターが中心に把握し公表している。卒業時の学生アンケートは卒業式当日に実施し、卒業時の満足度学習達成度に関して調査している。

- ・各科目のシラバスの到達目標欄に DP との関連を記載することとしている。
- ・授業評価アンケートを基に理解度等を助言教員が確認をしている。
- ・愛玩動物看護師資格の受験率及び合格率において学習成果の一部を把握できる(アニマルサイエンス学科)。
- ・学期終了後に成績不振学生と面談し個々の学生にあった学修支援を実施している。

【成果を上げている点】

- ・教員採用試験の合格率や臨床工学関連認定資格の合格率が向上するなどの成果として現れている
- ・1 年時の早期より専門基礎科目の成績下位者の学修支援を行い成績改善に繋げた。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・学科全体の学修状況を把握するために、学科と教学 IR 室の協働を推進する必要がある。
- ・助言教員との面談だけは把握することができないため、その他の方法も活用する必要がある。
- ・私生活の見直しなど面談を通して学生の多様な問題点を精査していく必要がある。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

【現状説明】

ディプロマ・ポリシーと開講科目との関連性、いわゆるカリキュラム・マトリックスを用いた、各学生自らによる学修状況の振り返りとディプロマ・ポリシー達成度の確認を実施し、その結果を助言教員及び学科教員による今後の学生指導及び教育内容や方法の改善に活用する予定である。

学生実態調査の結果を受け、次年度の学生指導や授業内容の改善案が各学科から提出している。特に、授業時間外学修時間の確保が不十分であり、年次ごとの十

分な改善が見られていないのが実情である。より踏み込んだ改善への取り組みが必要である。

教学 IR 室からは毎年報告される IR データの活用に関しても引き続き検討する必要がある。

- ・授業改善アンケートによりフィードバックを前年度と比較・確認し行っている。
- ・国家試験等の合格率を分析し学修支援会議にて共有するとともに、学科横断的な国試対策会議で報告している。
- ・一部の学科では、学習指導に特化した国試学習支援職員を雇用して学修状況をモニタリングし、その結果をフィードバックしている。

【成果を上げている点】

- ・学科によっては国家試験の合格率が全国平均を上回り、95%以上の水準を保っている。
- ・国試学習支援職員を雇用することにより学修状況をモニタリングし、その結果をフィードバックできるようになった。

【改善・向上すべき点とその方策】

- ・日本語リーディングスキルプログラムの分析をさらに深め、合格率の維持に努める。対策として部局長会傘下にリメディカル教育 WG を立ち上げ対策を始めている。
- ・学科全体の学修状況を把握するために、学科と教学 IR 室の協働を推進する必要がある。
- ・実習前後の総合的成績判断に改善の余地が残る。
- ・国家試験合格率が目標に達していない学科においてはその原因となっている、成績下位者へのサポートが必要である。
- ・直接指導が難しい既卒者に対する国家試験対策の実施が課題である。対策として、科目等履修生に登録し、学内の国試対策プログラムに参加するよう推奨している。
- ・教員採用試験に不合格だった場合、その学生の不足している事柄は何か把握し、翌年度以降の指導に活かすことが必要である。

【総括委員会からの総評】

- ・各学科とも概ね妥当な評価と考えられる。

学生数が少ない学科においては、個々の学生に対応したきめ細やかな把握・指導ができていることが認められる。今後、定員を満たした場合の教授法についても同時にシミュレーションしておく必要があるのではないかな。

卒業研究の評価には定量性を取り組むことが必要ではないか。各種の資格試験においては、指標を受験者合格率から在籍者合格率に変えていく必要がある。

また、様々な課題について他学科と情報共有して課題解決に臨むことはできないか検討されたい。共通の問題意識があれば可能と考えられる。

【自己点検・評価委員会 総括委員会としての総括的評価 概要】

令和 6 年度と 7 年度の 2 年間で令和 7 年度から新たに実施される第 4 期自己点検・評価基準を前倒しで実施することとした。今年度の基準 2・3・4 については各学科・センターで客観的に自己点検・評価を行っており、概ね妥当な評価が行われたと考えている。来年

度の単年度評価とともに、令和9年度の第4期認証評価受審の取り組みに繋げていきたい。

今年度採用した部局ごとの評価シート方式はボトムアップ型の自己点検評価として意識の底上げに効果がある。一方で、部局間での評価基準にばらつきがあり、評価シートの共有化、記載方法に関する研修などが望まれる。また、現状では3つのポリシーからのブレークダウンを意識した自己点検評価が十分とは言えない。

基準2．内部質保証に関しては、中期計画策定WG、自己点検評価委員会およびその総括委員会の審議を各組織の長がメンバーである部局長会に報告し、教授会を経て理事会承認を得るという組織・プロセスは整備されている。これを実効あるものとするには人的リソースの裏付けが必要であるので、具体的な実行体制としての今後の整備が望まれる。

意見・要望を聞く相手として実習等の関係先が多いが、具体的な教育内容のみならず、広報や管理など大学運営全般にコメントできる学外関係者を見出す努力が必要である。教職協働と共に最大の構成員である学生の力を有効に使い、PDCA サイクルの中に取り込むことも考慮する必要がある。

基準3．についても、各部局レベルでは温度差はあるものの概ね妥当な自己点検評価がされている。学生の受け入れに関しては、入学前後の学力等の相関を示すIR室提供データも有効利用されたい。入学前後のみならず入学後の伸び率まで含めた学生管理の基幹データとしての集成が望まれる。大学全体の入学者数に関しては概ね定員を充足しているものの特定の学科・コースにおいて充足率が低いので改善を要する。

学生支援に関する取り組みでは、支援専門部署としての総合学生支援センターと日常的に学生と接し指導に責任を持つ学科との間の意思疎通と支援分担にかかる共通認識が重要となる。リソースが限られる総合学生支援センターへの過度な期待は危険であろう。特にメンタルなケアが必要な支援においては、各教員へのノウハウ取得研修が必要ではないか。また、一般的な学修支援においては学生の力を有効利用したメンター制度などが具体的に考えられる。学生が所属しないセンターにおいては、学科との連携は引き続き深化を図る必要がある。

資格取得を目的とする学部においても資格取得をせずに卒業する学生も少なからずいることから、これら学生に対する対応も考慮する必要がある。特に、大学間協定に基づいて派遣されている学生の指導については留意する必要があるだろう。就職説明会、インターンシップの状況、卒業生アンケートなどの結果を次年度の就職戦略に反映する恒常的・総合的な仕組みが求められる。

学生生活の経済的支援の観点からは、各種奨学金あるいは費用減免の他に、授業にかかるTAだけでなく、事務的作業も可能な部分は学生に開放することも考えられよう。大学間提携による編入留学生に関しては大学院修士課程2年も含めた4年間の教育プログラムも検討に値する。

学修環境の整備に関しては法的な基準は満たしているもののハード面の教育研究環境の更なる改善が求められる。一方、費用対効果の観点からは、優先順位をつけるとともに、ソフト面での対応努力も望まれる。例えば、利用時間帯の分散を図る工夫、あるいは、国試対策に関しては学習室の設置だけでなく、教員が常駐することによる効果は大きい。

基準4．教育課程に関しても3つの小項目共に法令違反は無く概ね妥当な自己点検が行われている。卒業要件にかかる単位取得については大学教務に依存するのではなく助言教員が完全に理解することが必要である。また、本来は履修開始時に完了すべき手続きが単

位認定段階で明らかになる場合もあり、積極的な助言教員の関与が求められる。卒業研究は単位数も多いことから、合否だけではない評価方法も検討が必要ではないか。一部の学科で取り入れられているルーブリック評価のような定量性を取り組むことも検討に値する。

学生の基礎学力の低下と共に教員負担が増える傾向にあるが、教育リソースは限られているのが現状である。上位にいる学生の効果的な参画も考えられるのではないか。一方、教育効果を高める観点からはアクティブラーニングへの取り組みを強化することも必要であり、ノウハウ研修などの積極的開催が求められる。また、CAP 制については一律に履修可能な単位数を設定するのではなく、GPA などと連動させることにより、能力・意欲のある学生を更に伸ばすことも視野に入れたい。

教授方法について豊富な経験・知識を有する教員も多いはずであるが、各領域に細分化され規模のメリットが活かされていない。研修会などによる経験共有が望まれる。アクティブラーニングやグループワーク等を取り入れている授業がどの程度実施されているか定量的な評価も必要となる。さらに、慎重な検討が必要ではあるが、現在医療科学部のみで取り入れられている、必修科目の再履修時における講義出席の緩和措置が他学部まで拡大できれば、学生側から見て効果的な履修計画を立てやすくなる。

学修成果の把握・評価については大学全体として統一した考え方が必要であり、他学科と情報共有して課題解決に取り組むべきである。共通の問題意識があれば可能と考えられる。在学生数が少ない学科においては、個々の学生に対応したきめ細やかな把握・指導が実現されていることが認められるが、今後、定員を満たした場合の教授法についても同時にシミュレーションしておく必要があるのではないか。各種の資格試験においては、指標を受験者合格率から在籍者合格率に変えていく必要がある。

Ⅲ－【2】 中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）の実施状況点検

（１）現行の中期目標・計画策定の経緯

- ①2017 年度～2021 年度までの中期目標・計画については、自己点検・評価、認証評価対応のために大学の教学事項を中心に中期目標・計画を策定された。その後、私立学校法の改正に伴い、令和 2 年 4 月から学校法人は事業に関する中期的な計画を策定することが義務化されたため、設置校の教育目標等を追加し、法人としての中期目標・計画に改正した。また、財務に関する中期目標・計画（令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間）も別途作成されている。
- ②現行（2022 年度～2026 年度）の中期目標・計画の策定にあたっては、部局長会傘下の WG を設置し、原案を作成した。作成した原案は、部局長会、理事会・評議員会で承認、本学ホームページ上で公表している。

（２）中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）の修正及び点検・評価

- ①自己点検・評価活動における PDCA サイクルの一環として、令和 3（2022）年度に策定した「学校法人 帝京科学大学 中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）」の実施状況を点検する。
- ②現行の「中期目標・計画」は、目標・計画が複数年度に跨っており、単年度ごとに評価ができるように整理する必要があったため、中期目標・計画様式修正フォーマットを使用し、中期目標・計画の修正を行ったうえで、進捗状況の確認・点検を行った。

（３）中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）の実施状況

- ① 中期目標・計画（2022 年度～2026 年度）の進捗状況の確認にあたっては、本学の内部質保証システム（PDCA サイクル）の「C」（全学的な自己点検・評価の取りまとめ等）を担う総括委員会にて「年度評価」を実施した。
- ② 中期目標・計画の年度評価実施方法
 1. 中期目標・計画様式（参考資料 3）を使用し、「評価指標（具体的方策）」を評価対象項目として、以下の 4 段階で各推進（責任）部署にて自己評価を実施
◎：達成している ○：概ね達成している
△：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 ▲：今年度中の達成は困難
※自己評価の根拠として、「達成の根拠・見通し／今後の予定」を記載
 2. 各推進（責任）部署からの自己評価結果を受け、総括委員会、自己点検・評価委員会にて中期目標・計画の年度評価を確定
 3. 年度評価結果を各推進（責任）部署にフィードバックし、次年度以降の中期目標・計画策定に反映
- ③ 年度評価結果概要
 1. 年度評価結果
中期目標・計画の評価指標のうち 2024 年度が実施年度に該当する項目は全体（351 項目）の約 90% の 315 項目であった。この中で「達成している」、「概ね達成している」の割合は約 64%、「遅れているが今年度中に達成可」が約 14%、「達成困難」が約 22% であった。以下に、テーマ毎の評価結果数を示す。

【テーマⅠ：教育】全 43 件

- ◎：達成している 9 件
- ：概ね達成している 9 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 8 件
- ▲：今年度中の達成は困難 17 件

【テーマⅡ：学修支援・学生支援】全 43 件

- ◎：達成している 13 件
- ：概ね達成している 11 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 13 件
- ▲：今年度中の達成は困難 6 件

【テーマⅢ：広報・入試・学生募集】全 32 件

- ◎：達成している 11 件
- ：概ね達成している 13 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 5 件
- ▲：今年度中の達成は困難 3 件

【テーマⅣ：教育研究組織・研究】全 11 件

- ◎：達成している 5 件
- ：概ね達成している 4 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 0 件
- ▲：今年度中の達成は困難 2 件

【テーマⅤ：地域連携・グローバル化】全 39 件

- ◎：達成している 10 件
- ：概ね達成している 17 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 4 件
- ▲：今年度中の達成は困難 8 件

【テーマⅥ：大学運営】全 89 件

- ◎：達成している 32 件
- ：概ね達成している 31 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 9 件
- ▲：今年度中の達成は困難 17 件

【テーマⅦ：設置校】全 58 件

- ◎：達成している 20 件
- ：概ね達成している 17 件
- △：多少遅れているが、今年度中の達成は可能 5 件
- ▲：今年度中の達成は困難 16 件

※1つの評価対象項目を複数の部署が推進しており、それぞれの部署で異なる評価をした場合は、それぞれの評価結果をカウントしている。

1. 2024 年度の中期目標・計画の総括評価

【中期目標・計画全体】

今回、中期目標・計画の点検・評価を実施するにあたって、適切に PDCA サイクルを回していくために令和 5（2023）年度から中期目標・計画の様式を修正し、併せて再度、全体の計画内容の整理を行った。各推進（責任）部署を中心とする本学校法人の構成員においては、令和 3（2021）年度に策定した中期目標・計画を再度見直す機会となり、また単年度で評価が実施できるように内容を精査したことにより、現状の課題等を改めて認識、改善に向けた意識の醸成に繋がったと思われる。学校法人を取り巻く環境は年々厳しくなっている中、社会的公器としての大学の責任を果たしていくためにも、不断の改善・改革の意識を忘れず、中期目標・計画については適切な PDCA サイクルを回し、学校法人の今後のより一層の発展を目指していくことが必要である。

以下に、【テーマ】ごとの中期目標・計画の点検・評価結果を概説する。適切な内部質保証サイクルに基づく年度評価結果を踏まえ、各構成員が主体的に次年度以降の中期目標・計画を策定することにより、本学校法人のより一層の発展に繋がっていただきたい。

【テーマⅠ：教育】

教学マネジメントの骨幹をなす 3 つのポリシーに関しては、令和 7 年 1 月 1 日より自己点検・評価委員会から部局長会に検証専門部会を移動し、すでに策定されているポリシーの見直しに着手したところである。今後は毎年、学部・学科・センターのポリシーの見直しを詳細かつ具体的に行い、少なくとも 3 年に 1 回は検証する機会を設ける。

教学マネジメントの推進に関し、部局長会傘下に全学的重要事項を少人数で検討するワーキンググループを設置し、2024 年度からの教学マネジメント体制の整理・確立に向けた取り組みを実施した。その一つである数理・データサイエンス・AI 教育部会のカリキュラム検討により文科省から数理・データサイエンス・AI 教育プログラム導入校として認可された。

一方、ディプロマ・ポリシーに基づくカリキュラム・ポリシーの具体化の一つである、カリキュラムのスリム化、カリキュラムマップ、ナンバリング等については、委員会での審議は進んでいるものの、具体的な作成については現在検討中である。

内部質保証を担保するデータの収集・分析手法の開発、各学位プログラム担当部署への提示については緒についたところである。

国家試験・教員採用試験対策、学修成果の可視化等に関しては、学習支援教員の配置、LMS (Web Class) の導入など枠組みの整備は進んだので、成果の評価を行う段階に入った。学修成果の可視化に伴う成績評価の厳格化は評価者によるばらつきが大きく今後の課題として残る。

大学院教育に関しては、3 つのポリシーの見直しや、教員資格審査など見直すべき課題が明らかになっている。

【テーマⅡ：学修支援・学生支援】

部局長会傘下にリメディアル教育部会を設置し、学修支援の具体的方策を策定した。この方策に基づき、理学療法学科、生命科学科の2学科において、学修支援システムのプロトタイプを導入・実施した。この結果をもとに全学に展開する予定である。

支援を必要とする学生に対するワンストップ窓口としての総合学生支援センター活動は充実してきている。今後の課題は増加傾向にある精神的要支援学生への対応、2024年4月から義務化された「合理的配慮」への学内コンセンサスの醸成である。また、カフェテリアの充実、コンビニ売店などの学生生活環境のさらなる支援も課題として残る。

インターンシップを軸にキャリア教育の充実が求められているが、多くの評価項目が2024年度の評価として着実な成果が出てきている。

【テーマⅢ：広報・入試・学生募集】

WebやSNSを用いた広報や高校訪問、出前授業などは年度計画に沿って高い進捗で進められている。一方、学内的にも学外的にも学生募集は二極化してきている。このような厳しい学生募集状況下においては、戦略的かつ斬新な広報戦略が求められ、広報戦略に対する学内コンセンサスを得て抜本的な改革を伴う中期計画が必要となる。特に、学生募集が厳しい状態が続いている学科・コースについては学科教員と連携した高校訪問などを行っている。

Webを中心とする広報媒体を用いた広報戦略に関しては、専門業者による数値解析に加えステークホルダーによるモニタリングも検討し、広報の効果を評価する必要がある。

Open Air Labに関しては、学術・教育面では充実してきているので、今後、広報・学生募集の観点からの補強・充実が求められる。2024年度の活動5周年記念学術シンポジウムは予定通り実施された。

入試に関してはこれまで大きな事故や問題もなく着実・堅実に実施してきている。今後はより柔軟なアドミッションを検討していく必要がある。また、個人に依存しやすい面接評価についても公平性を担保した方法に変更し、基礎学力試験得点と面接点の比率を5:5から7:3に変更した。一方、学科のアドミッション・ポリシーを深く理解せず出願する志願者や、入学後にミスマッチから退学に追い込まれる学生が目立ってきている。オープンキャンパス等で十分な広報を図るとともに、転部・転科等を柔軟に適用し、本学から社会に送り出す施策が求められる。そのためには、全学が利用できる入学前から卒業後までの一貫した学生管理システムの構築が必要となる。

大学から最も近く位置付けられる提携校との高大接続を着実に実施している。今後は、様々なレベルでの交流を通じて提携校からの入学者を増加させることが、経営的観点からも重要となる。

【テーマⅣ：教育研究組織・研究】

学科や専攻の名称変更など小規模な組織の改修は行われてきたが、今後2028年の23区内定員規制の解除を想定し、東京西キャンパスの将来構想を含めた抜本的な組織改革が求められる。そのためのグランドデザインを考える組織として外部識者を加えて、学長傘下に委員会を立ち上げる必要がある。また、2025年度以降の申請においては必須となる基幹教員制度の立ち上げは喫緊の課題である。検討課題として挙げられている教育系大学院の設

置、医療科学部修士課程の一本化については、具体的な線表を定めて推進する必要がある。

競争的資金の獲得については一定程度の採択率は達成しているものの、PDCA サイクルが回っているとは言い難い。競争的資金を獲得しやすくするための具体的方策、優遇措置（実験室供与、マッチングファンド、など）等を検討することが望まれる。マンネリ化している教育推進特別研究費についても制度の原点に立ち返って改善する必要がある。

【テーマⅤ：地域連携・グローバル化】

地域連携活動は様々なチャネルを通して草の根的に行われており、これらの活動を地域連携推進センターが取りまとめている。活動をまとめた地域推進センター年報はすでに7巻を数えている。上野原市や足立区など大学が立地する自治体との各分野における連携はサークルレベルから学科、大学レベルまで多岐にわたっている。東京西キャンパスにおける、障害者乗馬会、ふれあいの日、千住キャンパスにおける一日体験大学生、のびのびブレイダー、夢の体験教室などは大学の地域連携として定着しつつある。これとは別に、港区との包括協定の締結など、新たな試みも開始した。手始めに、初任者研修や中学生の移動教室への協力を行ったところである。今後は、有限のリソースを有効利用する観点から、効果の評価を行うとともに、教職員のスキル向上に努める。

国際交流に関しては中国・中瑞酒店管理學院（Beijing Hospitality Institute、以下BHI）と学術交流協定を締結（2019年11月）し、2023年4月に1期生として9名の編入学生を2024年4月に2期生として4名の編入学生を医療福祉学科に受け入れた。2022年1月には、国際交流事業の推進を目的とした「国際交流センター」を設置し、コロナ後を見据えて、海外の大学等との連携協力を組織的に推進し、学生交流・学術交流の活性化に向けた環境整備を進めるとともに、海外派遣学生及び受入留学生のための教育・支援を充実させつつある。本学教職員の研究・教育人脈を最大限に活用し、協定候補校へ直接的にアプローチし、候補校との相互の視察等を通じて、本学の特徴を深く理解してもらい、新規協定校の拡充につなげた。具体的には、Nanyang Polytechnic（以下NYP、シンガポール）、Edith Cowan University（以下EDU、オーストラリア）、Kasetsart University（以下KU、タイ）、Suranaree University of Technology（以下SUT、タイ）との協定締結、Singapore Institute of Technology（以下SIT、シンガポール）との相互海外研修のための環境整備などである。また、BHIに続き、中国各地の大学との連携に関しても、中国語が堪能な教員を派遣して交流環境を整備している。2024年9月には、上記の提携に基づき、NYPへ13名の短期海外研修学生（看護学科、医療福祉学科学生）を送り込んでいる。今後は、留学生に対する修学支援について、日本での生活に係る適応支援に加えて日本語科目の設置・日本語学習への支援を目指す。また、本学学生及び留学生が相互交流を深めることのできる機会の提供など手厚い施策を講じる。

【テーマⅥ：大学運営】

法令を遵守したガバナンスの強化に関しては、ガバナンスコードの策定、財務理事会・理事会の定期的開催による透明化、中期目標・計画の策定・評価など、順調に進んでいる。今後はガバナンス強化による成果を評価する段階となる。そのためには、大学を外部から総合的に評価する、学外委員を主とする委員会等を組織する必要がある。

財務基盤の確立は大学運営の最重要事項の一つである。現状では大学経営に支障が出る

ような大きな問題はないが、推移は決して楽観できない。大きな要素である学生納付金収入は定員充足率に直結しており、広報・入試・学生募集における評価・課題がそのまま適用される。有価証券の安定的運用に関しては、透明化・監事監査が有効に機能しており現行の堅実的運用の継続が望まれる。

学内通信ネットワーク、図書館やグラウンドなどの共通設備の運用・改修に関しては中期計画を設定し、教育研究の基盤機能として充実していく。

帝京科学大学行動指針の策定、研究倫理にかかる研修、ハラスメント防止にかかる相談や研修など、大学の構成員個々に関わる課題については、計画に沿って進捗しており、大きな問題は発生していない。このような問題発生の予防的な施策は引き続き教職員への浸透を図り、安定的な教育研究基盤の構築へと繋げていく。一方、教職員の資質向上、教職協働等の積極的な施策に関しては十分とは言えないのが現状である。事務職員においては研修による専門性の深化と業務の事務局内横断的な遂行などが求められる。永年在職表彰などインセンティブを引き出す施策も検討に値する。また、最大の大学構成員である学生の大学運営への参画は緒に就く前の段階であり今後の検討が待たれる。

自己点検評価に関しては、自己点検・評価委員会の定期開催（年2回）、自己点検・評価委員会から独立した部局長会傘下の中期目標・計画推進ワーキンググループによる目標・計画の設定など形式上は教学マネジメント指針に沿った活動を実施している。2024年度は中期目標・計画の単年度評価を軸とした点検・評価、エビデンス集としての各種データの更新と評価に加え、特別な点検・評価項目として「新評価基準 2・3・4」の点検・評価を取り上げた。2025年度以降は基準項目・評価の視点が既に公表されている2027年度の認証評価受審を想定し、点検・評価を重ねる。

【テーマⅦ：設置校】

○帝京第五高等学校

課題であった法人本部との連携強化・指導は順調に進んでいる。今後はこれを継続強化し、懸案である生徒募集の改善を最優先事項として取り組む。同時に、相応しい組織体制を構築して教員個人が責任を持つ文化を醸成する。また、課題が多かった強化部に関しては整理再構築して透明性を図り、生徒募集に繋げていく。

○帝京福祉専門学校

XやInstagram、Youtubeなどの媒体を用いた広報は計画通り行われたが、入学生の増加には直接的に反映はされていない。今後は今年度国家試験合格率100%の実績を踏まえて、高校訪問やオープンキャンパスの広報に注力しつつ、留学生に対する広報を強化し、日本語学校との連携を強化する。介護の魅力発信事業、ナイトオープンキャンパスも企画し幅広い層へも広報し学生募集に繋げていく。

○愛媛帝京幼稚園

現状では定員割れはしているが広報・園児募集ともに着実に進捗している。さらに強化した教育プログラムを提供し、子育て家庭の多様なライフスタイルに対応することにより中期計画を堅持する。

○千住桜木保育園

園児サイクルが完成し定員割れはしているが、ほぼ安定的な園児数に達しつつある。大学附属の強みを生かした、各学部・学科との連携の催しはほぼ計画通り進んでいる。足立

区の保育園数の充足が達成された今後は、これまで不十分であった広報活動に力を入れるとともに、保育士の資質向上を図り、競争に耐えうる園としていく。

Ⅲ－【3】 エビデンス集（データ編）の更新

別添資料参照 ※学内版のみ

【参考】Ⅲ－【1】

自己点検・評価シート（各学科・各センター抜粋） ※学内版のみ

参考資料

1. 活動記録

年度	年月日	活動・会議等
平成 29 年度		平成 30 年度からスタートする第 3 期認証評価においては 3 つのポリシーを起点とした内部質保証を重視しているため、従来の自己点検・評価体制を廃止し、新たな自己点検・評価体制（内部質保証体制）の構築に取り組んだ。 内部質保証に関する方針（平成 30 年 1 月 1 日学長裁定）を定め、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を設け、委員会のもとに総括委員会、第 1 部会・第 2 部会・第 3 部会・第 4 部会を置き、機動的に審議できる体制に変更した。中期目標・計画案の策定、自己点検・評価実施規程の改正、内部質保証システム図の作成、ニューズレターの発行・配付を行った。
	12 月 13 日	・自己点検・評価委員会 ・中期目標・計画（2017 年度～2021 年度）策定
	平成 30 年 1 月～	新自己点検・評価体制スタート
	1 月 18 日	総括委員会
	2 月 26 日	第 2 部会
	3 月 5 日	第 1・3 部会（合同）
平成 30 年度	4 月 25 日	自己点検・評価委員会
	6 月 6 日	第 4 部会
	8 月 23 日	第 2 部会
	9 月 26 日	第 2 部会
	11 月 12 日	第 1・3 部会（合同）
	11 月 14 日	第 2 部会、第 4 部会
	12 月 7 日	総括委員会
	12 月 26 日	自己点検・評価委員会
	3 月 11 日	総括委員会
平成 31 年度	4 月 10 日	自己点検・評価委員会
令和元年度	9 月 30 日	第 1・第 2・第 3 部会（合同）

	11月20日～ 11月25日	第4部会（メール審議）
	11月29日	総括委員会
	12月25日	自己点検・評価委員会
	1月～	事務担当者連絡会議（隔週で実施）
	2月	各部会
	3月10日	自己点検・評価委員会
令和2年度	4月20日	総括委員会（メール審議）
	6月22日	総括委員会
	6月24日	自己点検・評価委員会
	8月25日	自己点検・評価委員会
	10月5日	総括委員会
	10月14日	自己点検・評価委員会
	1月13日	自己点検・評価委員会
令和3年度	8月～3月	中期目標・計画ワーキンググループ（第1回～第7回）
令和4年度	1月18日	総括委員会
	1月25日	自己点検・評価委員会（メール審議）
令和5年度	4月7日	総括委員会（メール通知）
	8月8日	総括委員会（メール審議）
	10月16日	総括委員会
	12月8日	中期目標・計画ワーキンググループ（第1回）
	12月14日	総括委員会
令和6年度	6月27日	総括委員会
	7月16日	中期目標・計画ワーキンググループ（第1回）
	12月4日	中期目標・計画ワーキンググループ（第2回）
	12月11日	自己点検・評価委員会
	1月29日	総括委員会
	2月12日	中期目標・計画ワーキンググループ（第3回）
	2月25日	総括委員会
	3月4日	総括委員会
	3月12日	自己点検・評価委員会

2. 自己点検・評価シート(様式例)

次項以下参照 ※学内版のみ

3. 中期目標・計画(様式例)

次項以下参照 ※学内版のみ

4. 基準、基準項目一覧

【令和6年度までの評価基準】

基準項目	評価の視点
基準1. 使命・目的等	
1-1. 使命・目的及び 教育目的の設定	1-1-①意味・内容の具体性と明確性 1-1-②簡潔な文章化 1-1-③個性・特色の明示 1-1-④変化への対応
1-2. 使命・目的及び 教育目的の反映	1-2-①役員、教職員の理解と支持 1-2-②学内外への周知 1-2-③中長期的な計画への反映 1-2-④三つのポリシーへの反映 1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性
基準2. 学生	
2-1. 学生の受入れ	2-1-①教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知 2-1-②アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
2-2. 学修支援	2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備 2-2-②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実
2-3. キャリア支援	2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
2-4. 学生サービス	2-4-①学生生活の安定のための支援
2-5. 学修環境の整備	2-5-①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用 2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理
2-6. 学生の意見・要望への対応	2-6-①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 2-6-②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
基準3. 教育課程	
3-1.	3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周

単位認定、卒業認定、 修了認定	知 3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級 基準、卒業認定 基準、修了認定基準等の策定と周知 3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基 準等の厳正な適用
3-2. 教育課程及び 教授方法	3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの 一貫性 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編 成 3-2-④教養教育の実施 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施
3-3. 学修成果の点検・評価	3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法 の確立とその運用 3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修 成果の点検・評価結果のフィードバック
基準 4. 教員・職員	
4-1. 教学マネジメントの 機能性	4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適 切なリーダーシップの確立・発揮 4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネ ジメントの構築 4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメン トの機能性
4-2. 教員の配置・職能開発等	4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等 による教員の確保と配置 4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方 法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
4-3. 職員の研修	4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関 わる職員の資質・能力向上への取組み
4-4. 研究支援	4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用 4-4-③研究活動への資源の配分
基準 5. 経営・管理と財務	
5-1. 経営の規律と誠実性	5-1-①経営の規律と誠実性の維持 5-1-②使命・目的の実現への継続的努力 5-1-③環境保全、人権、安全への配慮
5-2. 理事会の機能	5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整 備とその機能性
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェ	5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能

ック	性
5-4. 財務基盤と収支	5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 5-4-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
5-5. 会計	5-5-①会計処理の適正な実施 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施
基準 6. 内部質保証	
6-1. 内部質保証の組織体制	6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析
6-3. 内部質保証の機能性	6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性
基準 A. 独自基準	
A-1.	A-1-① A-1-② A-1-③
A-2.	A-2-① A-2-② A-2-③
A-3.	A-3-① A-3-② A-3-③

【令和7年度以降の新評価基準】

基準項目	評価の視点
基準1. 使命・目的等	
1-1. 使命・目的及び 教育研究上の目的の設定	1-1-①学内外への周知 1-1-②中期的な計画への反映 1-1-③三つのポリシーへの反映 1-1-④教育研究組織の構成との整合性 1-1-⑤変化への対応
基準2. 内部質保証	
2-1. 内部質保証の組織体制	2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立
2-2. 内部質保証のための 自己点検・評価	2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分調査・データの収集と分析
2-3. 内部質保証の機能性	2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性
基準3. 学生	
3-1. 学生の受入れ	3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
3-2. 学修支援	3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備 3-2-②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実
3-3. キャリア支援	3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施 3-3-②キャリア支援体制の整備
3-4. 学生サービス	3-4-①学生生活の安定のための支援
3-5. 学修環境の整備	3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営 3-5-②図書館の有効活用 3-5-③施設・設備の安全性・利便性
基準4. 教育課程	
4-1. 単位認定、卒業認定、 修了認定	4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知 4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用
4-2.	4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育課程及び教授方法	4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成 4-2-④教養教育の実施 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施
4-3. 学修成果の把握・評価	4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用 4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック
基準 5. 教員・職員	
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性	5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮 5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化 5-1-③職員の配置と役割の明確化
5-2. 教員の配置	5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置
5-3. 教員・職員の研修・職能開発	5-3-①FD をはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施 5-3-②SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
5-4. 研究支援	5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用 5-4-③研究活動への資源の配分
基準 6. 経営・管理と財務	
6-1. 経営の規律と誠実性	6-1-①経営の規律と誠実性の維持 6-1-②環境保全、人権、安全への配慮
6-2. 理事会の機能	6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 6-2-②使命・目的の達成への継続的努力
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能	6-3-①法人の意思決定の円滑化 6-3-②評議員会と監事のチェック機能
6-4. 財務基盤と収支	6-4-①財務基盤の確立 6-4-②収支バランスの確保 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営
6-5. 会計	6-5-①会計処理の適正な実施 6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施
基準 A. 独自基準	
A-1.	A-1-① A-1-②

	A-1-③
A-2.	A-2-① A-2-② A-2-③
A-3.	A-3-① A-3-② A-3-③

帝京科学大学自己点検・評価実施規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、帝京科学大学学則第1条の2及び帝京科学大学大学院学則第8条に基づき、自己点検・評価を行い、全学的な内部質保証を図るために必要な事項を定めるものとする。

(自己点検・評価の対象)

第2条 自己点検・評価の対象は、本学における組織、教育、研究及び管理運営の総体とする。

(自己点検・評価委員会)

第3条 自己点検・評価を行うため、次に掲げる者をもって構成する自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 学 長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 図書館長
- (5) 教務部長
- (6) 学生部長
- (7) 大学院研究科長
- (8) 学部長
- (9) 学科長
- (10) 総合教育センター長
- (11) 教職センター長
- (12) 医学教育センター長
- (13) 事務局長

2 学長が、必要と認めたときは、前項の委員以外の者を委員に加えることができる。

3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、自己点検・評価に関し、次の各号に掲げる事項を審議し、実施する。

- (1) 内部質保証の体制に関すること
- (2) 自己点検・評価実施の基本方針、評価項目及び実施方法等に関すること。
- (3) 中期目標・中期計画の評価に関すること。
- (4) 自己点検・評価の結果のとりまとめ及び結果の公表に関すること。
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく改善の基本方針及び改善状況の検証に関すること。
- (6) 学校教育法に定める認証評価に係る事項
- (7) その他内部質保証及び自己点検・評価に必要な事項

2 委員会は、前項各号の審議結果について、教授会に報告するものとする。

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 学長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。
- 4 緊急を要する場合又は危機管理上の理由で招集して開催することが困難と議長が認める場合は、メール審議等で招集会議に替えることができる。

(議 事)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(総括委員会等)

第8条 委員会は自己点検・評価を実施するため、総括委員会及び部会を置く。

- 2 総括委員会は、第4条に規定する任務の企画・立案及び連絡・調整等を行う。
- 3 部会は、特定の分野・事項の自己点検・評価等を行う。
- 4 総括委員会及び部会に関し、必要な事項は、委員会において定める。

(庶 務)

第9条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価に関し、必要な事項は、委員会が別に定める。

(改 廃)

第11条 この規定の改廃は、委員会の意見を聴いて学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成6年7月6日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第1項第6号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第285号 平成19年3月30日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第146号 平成20年3月26日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第55号 平成22年1月13日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (帝京科総第547号 平成23年8月3日)

この規程は、平成23年8月3日から施行する。

附 則（帝京科総第360号 平成24年5月23日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第688号 平成28年8月24日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第1072号 平成29年12月20日）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（帝京科総第404号 平成30年5月2日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第301号 平成31年4月17日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第890号 令和元年12月27日）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（帝京科総第381号 令和2年6月26日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（帝京科総第260号 令和6年12月25日）

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

帝京科学大学内部質保証に関する方針

平成 30 年 1 月 1 日
学 長 裁 定

1. 基本姿勢

帝京科学大学（以下「本学」という。）は、本学の建学の精神・基本理念及び社会的使命に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保証する体制を整え、教育・研究が適切な水準にあることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。

2. 組織・体制

「帝京科学大学自己点検・評価実施規程」に基づき、学長を委員長とする「帝京科学大学自己点検・評価委員会」（以下「委員会」という。）を設け、委員会のもとに総括委員会及び部会を置く。

3. 自己点検・評価の実施

- （1）委員会は、委員会の定めた点検・評価項目に基づいて、自己点検・評価を実施し、その結果を各学部等の教育研究組織及び事務組織各部署の取組みに適切に反映させることによって、本学の改革・改善を着実に推進する。
- （2）自己点検・評価に当たっては、日本高等教育評価機構の評価基準を基に、本学の中期目標・計画と連動させ、本学の特色・独自性を生かすことに努める。自己点検・評価は、本学の I R 機能を高め、客観的なデータ、資料等に基づき行うとともに、第三者の視点を取り入れ、内部質保証を向上させる。

4. 教職員個人の自律的な取組

組織的な FD・SD やニューズレターの発行等を通じて、内部質保証の意識の全学への浸透を図り、教職員個人がそれぞれ質保証の担い手であることを自覚し、恒常的・継続的に自己点検・評価を行い、PDCA サイクルによる改革・改善に努める。

5. 自己点検・評価報告書の作成と公表

委員会は、自己点検・評価報告書を作成し学内に周知するとともに、本学ホームページを通じて、広く社会に向けて公表する。

